

神戸学院法学会

第6卷 第1号

論 説

無過失損害賠償責任原因論 (111)

——ローマ法における Culpa Levissima の

比較法学的研究 (111) ————— 石 本 雅 男 (一)

離婚請求棄却事由の研究——互責論 (六)

——アメリカ諸州離婚法への展開—— 村 井 衡 平 (六)

株主の外交的保護 (11・完記)

——バルセロナ・トラクシヨン事件を中心として——

……川 岸 繁 雄 (四六)

西ドイツ公法における信頼保護の原則の動向

——行政法規の適及効禁止との関連において——

……乙 部 哲 郎 (八一)

1975年7月

神戸学院大学法学会